

2026年3月13日

各位

会社名 太洋基礎工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 六鹿 敏也
(東証スタンダード市場、コード1758)
問合せ先 執行役員管理本部長 庄田 政義
(TEL 052-362-6351)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定 (一部適用拡大等)に関するお知らせ

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定（一部適用拡大等）することについて決議し、本制度の改定に関連する議案を2026年4月23日開催予定の第59期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

	昨年度新設した現行制度	今回の一部適用拡大したい制度
割当対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 及び執行役員
譲渡制限期間	割当てを受けた日から、取締役の地位を退任する日までの間	割当てを受けた日から、取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間

2. ご説明

(1) 本制度改定の目的

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、昨年度に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に新規導入しておりますが、運用2年目の今年度にはこれを更に推進強化すべく執行役員を対象に加えるものであります。

(2) 経緯

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、本制度の導入を決議

いたしました。また、2025年4月23日開催の第58期定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当てを受けた日から対象取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

今年度はこれを一部適用拡大し、

- ① 割当対象者について、「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)」としていたものを、「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員」に拡大する。
- ② 譲渡制限期間について、「譲渡制限付株式の割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの間」としていたものを、「譲渡制限付株式の割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間」に改定し、この改定に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱い等についても、必要な修正を行うことにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本議案をご承認いただいた場合には、本制度に基づき、対象取締役に既に付与済みの譲渡制限付株式についても、同様の変更をする予定です。

3. その他

導入時の本制度の内容につきましては、2025年4月23日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上